朝日町障害者活躍推進計画

1 計画の策定の背景

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」 という。)等に基づき、これまで、障害者を対象とした職員採用試験や、働きや すい職場環境の整備など実施しながら障害者雇用に取組んで来ました。

しかしながら、平成30年に国の機関や地方公共団体の多くの機関において 障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上が判明しました。

これを受け、令和元年6月には、障害者雇用促進法の改正により、国及び公共団体は、自ら率先して障害者を雇用することが明記され、障害者活躍推進計画作成指針に即して障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(以下「障害者活躍推進計画」という。)を作成することになりました。

2 策定機関

庁内全体で障害者の活躍を推進するため、町長部局、教育委員会部局、議会 事務局、農業委員会部局の任命権者連名で計画を作成します。

3 計画期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とします。 なお、計画期間内でも、毎年度、点検や検証を行い必要に応じて計画の見直 しを行っていきます。

4 計画の周知

計画を作成・変更を行った場合は、全職員へ周知することとします。

5 計画の公表

計画を作成・変更を行った場合は、町のホームページに掲載し公表します。

6 障害者雇用に関する課題

〇町長部局

法定雇用率は達成しているものの、障害者が活躍していく上での理解、体制整備や各種取組みがまだまだ不十分な部分もあることから情報を共有し 雇用を進めていく必要がある。

〇教育委員会部局

職員総数が22名であるが、採用部局でなく、職員は全て町長部局からの出向のため今後も独自での障害者の雇用は見込めない。

〇議会事務局

職員総数が2名と小規模な機関であり、障害者任免状況の通報も行っていない(町長部局に含めて報告)。

〇農業委員会部局

職員数が3名(町長部局1名兼務)と小規模な機関であり障害者任免状況 の通報も行っていない(町長部局に含めて報告)。

7 障害者雇用率の状況

本庁の町長部局、議会事務局、農業委員会部局、教育委員会部局における、 令和4年11月1日現在の雇用率は、次のとおりです。

任命権者	法定雇用率	①法定雇用障害者数の	2	3	4
		算定基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数
町長部局					
議会事務局	2.6%	132 人	3 人	2.6%	0.0 人
農業委員会					
部局					
教育委員会	2.5%	22 人	0 人	0%	0.0 人
部局	4.3%	22 /\	0 八	0 /0	0.0 人

注1 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 人となることをもって、実雇用率達成となります。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 人となることがあり、この場合、法定雇用率達成となります。

8 目標

① 採用に関する目標

〇町長部局

法定雇用率を達成しているため、在籍する雇用障害者数が前年度を下回 らないようにする。欠員が生じる場合には補充を行っていく。

〇教育委員会部局

採用部局でないため今後も障害者の雇用は見込めないが、町長部局と連携を図りながら障害者雇用を目指していく。

〇議会事務局、農業委員会部局

町長部局と連携を図りながら障害者雇用を目指していく。

② 定着に関する目標

不本意な離職を生じさせないようにする。

9 取組内容

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

- ○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。
- ○総務課長は、必要に応じて障害者の属する所属長より障害者の勤務状況や体調等聞き取りを行うものとする。
- ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を総務課に設置する。相談者の意向を踏まえ、必要に応じて産業医とも連携を図っていく。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○障害者一人ひとりの特性・能力等を把握し、障害者本人の希望を踏ま えた上で、本人にあった業務の割振りや職場の配置を行っていく。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ○面談等を実施し、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて 検討を行い、継続的に必要な措置を講じていく。
- ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定すること。
 - ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる こと」といった条件を設定すること。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。